

令和3年6月14日

健康生きがい部健康推進課

福祉部障がいサービス課

子ども家庭部保育サービス課

教育委員会事務局指導室

障がいのある子どもへの支援の現状について

板橋区では、障がいのある子どもが可能な限りその身近な場所で療育をはじめとした支援を受けられるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援に取り組んでいるところである。

今回、板橋区における障がいのある子どもへの支援の現状について報告を行う。

1. 乳幼児期における支援

(1) 乳幼児健康診査

健康福祉センターや区内協力医療機関では、4か月児・6か月児・9か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に乳幼児健康診査を実施し、発育、発達を確認している。また、健康福祉センターでは、随時個別相談を受け、必要に応じて専門機関につなげている。

(2) 板橋区子ども発達支援センター

乳幼児から概ね15歳までの子どもとそのご家族等を対象に、発達に気がかりのある子どもについて相談、支援を行っている。

公認心理士・言語聴覚士・作業療法士・ソーシャルワーカーの専門スタッフが相談に応じ、必要に応じて、専門機関を紹介している。

(4) 療育機関

① 療育機関の設置状況

ア 児童発達支援

就学前の児童を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を行う。区内13か所。

イ 児童発達支援センター

児童発達に加え、障がい児相談支援（障がい児・家族に対する相談支援）や、事業所への援助・助言を行う（地域支援）。区内2か所。

ウ 障がい児相談支援事業所

障がい児通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービス）に関わる援助として、障がい児支援利用援助（障害児支援利用計画の作成）と継続障がい児支援利用援助（障害児支援利用計画のモニタリング）の2つのサービスを

実施。区内 32 か所。

エ 重症心身障がい児対応児童発達支援（予定） 1 か所

板橋キャンパス障がい福祉施設(児童発達支援) ※ 令和 5 年 3 月開設予定。

② 療育機関の充実に向けた取り組み

障がい児福祉計画（第 2 期：令和 3～5 年度）では、国（厚生労働省）の基本指針を踏まえ、障がい児支援の提供体制を確保するための計画を定め、取り組みを進めていく。

ア 児童発達支援センターの設置 <目標：2 か所以上（現状維持及び充実）>

イ 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築 <目標：実施（現状維持及び充実）>

児童指導員や保育士が、保育所や児童が集団生活を営む施設などを定期的に訪問し、障がい児本人や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行う。

ウ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保 <目標：1 か所以上>

重症心身障がいとは、重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複している状態をいう。

エ 医療的ケア児支援の協議の場の設置 <目標：実施>

重症心身障がい・医療的ケア児の支援に関し、継続的に情報共有や意見交換等を行うための協議の場として、医師や当事者の親の会、特別支援学校の関係者及び区の関係部署から構成する「重症心身障がい・医療的ケア児等会議」を設置・運営するとともに、庁内の関係部署による連絡会も設置・運営。

オ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 <目標：実施>

医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等の支援の総合調整を行うことを役割とするものであり、医療的ケア児等コーディネーターは、医療的ケア児等に対する専門的な知識と経験に基づいて、支援に関わる関係機関との連携（多職種連携）を図り、本人の健康を維持しつつ、生活の場に多職種が包括的に関わり続けることのできる生活支援の体制構築を行うキーパーソンとしての役割が求められている。

(5) 障がいのある子どもの保育

① 要支援児保育

保育を必要とし、かつ特別な支援が必要な乳児・幼児を保育所で集団保育することにより、社会性の発達成長を促進させ、当該児童の福祉の向上を図っている。

要支援児を受け入れている施設には、保育士の増員、医師や臨床心理士などの巡回指導員による発達支援を行う。

② 医療的ケア児保育

保育を必要とする幼児のうち、日常生活上で医療的ケアが必要な児童を受入

れる体制を、令和3年度から区立保育園2園で整備している。

受入れ実施園：高島平あやめ保育園、上板橋保育園

③ 居宅訪問型保育事業

保育を必要とする乳児・幼児のうち、障害及び疾病等の程度を勘案し、集団保育が著しく困難であると認められる児童を対象に、児童1名に対し保育者1名でその児童の居宅で保育を行う。

事業者名：障害児訪問保育アニー（NPO法人フローレンス）

2. 学齢期における支援

(1) 学校教育での支援

板橋区では、平成31年に策定した「いたばし学び支援プラン2021」に特別支援教育の充実を位置づけ、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のために、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高めるよう、必要な支援を行いながら教育を進めている。

① 特別支援学級の設置

知的な発達の遅れがあり、通常の学級の教育課程では十分な効果をあげることが難しかったり、身辺自立や集団参加に特別な配慮を要したりする、障がいが比較的軽度な児童・生徒に対し、個に応じた指導を行っている。

② 特別支援教室（STEP UP 教室）の設置

通常の学級に在籍し、知的な発達の遅れがないが、発達障がいやその他の情緒的課題のため、学校生活にうまく適応できない児童・生徒に対し、学習上・生活上の困難が改善・克服できるよう個に応じた指導を行っている。

③ 聴覚・言語障がい通級指導学級（きこえとことばの教室）の設置

聴覚：難聴により、コミュニケーションや学習、集団生活などが困難な児童に対し、障がいを改善・克服できるよう個に応じた指導を行っている。

言語：正しく発音できない、言葉の発達に遅れがある、吃音があるなど、言葉に課題がある児童に対し障がいを改善・克服できるよう個に応じた指導を行っている。

④ 特別支援についての相談窓口の設置

就学相談・転学相談・・・小・中学校の特別支援学級、STEP UP 教室及び都立の特別支援学校への入学、入室、転学を希望している方や、特別支援教育についての相談に対応している。

⑤ 「障害者差別解消法ハンドブック」の作成

平成30年に作成し、全教員に配布。教職員の理解を深め、学校における合理的配慮や環境整備等の推進している。

⑥ 人権教育の推進

全教員に毎年配付される「人権教育プログラム（学校教育編）」（東京都教育委員会）を活用し、障がい者等についての指導に対する教員の理解を深めると

ともに、都の人権尊重教育推進校に指定された学校の取り組みを広く発信し、各校の人権教育を推進している。

⑦ 道徳授業の改善

9年生で LGBT として様々な性について取り上げたり、各学年で外国人や障がいのある人の生き方等にふれたりするとともに、児童・生徒の実践力をはぐくむために、専門性の高い板橋区教科等指導専門官による優れた授業を公開することで「考え、議論する道徳」に向けた授業改善を推進。

⑧ 副籍交流の実施

学校だよりや学級通信の配付、手紙交換や顔写真の掲示等の間接交流、授業に参加する等の直接交流を実態に応じて実施している。

⑨ 学校と地域との交流

介護老人保健施設や福祉事業所、福祉園を訪問したり、パラリンピアンや障がい者スポーツ協会、ボランティアセンターの方々を学校に招いたりしながら交流活動を実施している。

(2) 療育機関

① 療育機関の設置状況

ア 放課後等デイサービス

就学している障がい児を対象に、授業の終了後等に、生活能力向上のための訓練等の支援を行う。区内 33 か所。

イ 重症心身障がい児対応放課後等デイサービス 区内 2 か所

② 療育機関の充実に向けた取り組み

ア 重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

<目標：実施（現状維持及び充実）>

3. 学齢期以降（16～18 歳）の支援

(1) 発達障がい者支援センター

発達障害者支援法の施行を受け、自閉症、アスペルガー症候群その他広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥・多動性障がいなど、低年齢で発現する障がいへの支援が必要とされてきた。

これを踏まえ、令和 2 年 11 月に、板橋区発達障がい者支援センターを開設し、概ね 16 歳以上の発達障がいのある者、その疑いがある者などを対象に、日常生活・対人関係の困りごと、引きこもり、福祉サービス・プログラムの利用などの相談にあたっている。

必要に応じて、面接・同行・訪問などを行い、継続的に支援し、学校や支援機関の相談に応じ、連携している。